



島根県報

平成16年11月16日 (火)

第 1 625 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

平成16年12月定例県議会の招集	(財 政 課)	1
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	1
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	2

公 告

しまね海洋館の指定管理者の募集	(地 域 政 策 課)	2
平成16年度島根県新林業機械作業システム技術者の認定	(林 業 課)	4
大規模小売店舗立地法の規定による承継の届出の縦覧	(経 営 支 援 課)	5
都市公園の指定管理者の募集	(都 市 計 画 課)	5
体育施設等の指定管理者の募集	(保 健 体 育 課)	9
八雲立つ風土記の丘の指定管理者の募集	(文 化 財 課)	14
公用車用冬用タイヤの購入に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	18
島根県警察情報ネットワーク用パソコン一式に係る一般競争入札の実施	(")	19

教委規則

島根県立武道施設条例施行規則	(保 健 体 育 課)	21
島根県立体育施設条例施行規則	(")	27
島根県立ライフル射撃場条例施行規則	(")	35
八雲立つ風土記の丘条例施行規則	(文 化 財 課)	40

正 誤

平成16年11月 2 日付け島根県報第1,621号中	(健康福祉総務課)	43
平成16年11月 5 日付け島根県報第1,622号中	(都 市 計 画 課)	43

告 示

島根県告示第1,125号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第101条第 1 項の規定に基づき、平成16年12月 1 日定例県議会在松江市に招集するので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成16年11月16日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第1,126号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則 (昭和34年島根県規則第17号) 第 2 条の規定により告示する。

平成16年11月16日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
斎藤誠一郎	内科	益田市立介護老人保健施設く にさき苑	益田市遠田町1956 - 8	平成16年11月 8 日
江田 有史	整形外科	公立雲南総合病院	雲南市大東町飯田96 - 1	平成16年11月 8 日

島根県告示第1,127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年11月16日

島根県知事 澄 田 信 義

益田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

齋藤 眸 益田市高津町5丁目19番17号

2 就任年月日

平成16年11月 1 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

伊藤 修二 益田市乙吉町イ337番地10

公 告

島根県立しまね海洋館条例の一部を改正する条例（平成16年島根県条例第46号）附則第2項の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成16年11月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施設の概要

(1) 施設名 島根県立しまね海洋館

(2) 所在地 島根県浜田市久代町及び江津市波子町

事務所所在地 島根県浜田市久代町1117番地2

(3) 敷地面積 19,907.50平方メートル（附帯施設を含む）

建築面積 4,286.42平方メートル（附帯施設を含む）

延床面積 10,341.34平方メートル（附帯施設を含む）

構造 鉄筋コンクリート3階建て

総水量 約3,000トン

飼育生物 白イルカを含め海獣類、魚類等約400種 10,000点（平成16年10月末現在）

その他 博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に基づく博物館に相当する施設であること。

2 指定管理者が行う業務

(1) しまね海洋館の施設及び設備の維持管理業務

- (2) 日本海に生息する水生生物を中心とした収集、飼育及び展示並びに調査研究に関する業務並びに水生生物に関する学習機会の提供及び知識の普及啓発に関する業務
- (3) しまね海洋館の利用の促進に関する業務
- (4) その他知事のみの特権に属する事務を除く業務

3 指定期間 平成17年4月1日から平成22年3月31日まで5年間(予定)

4 管理に要する経費

支出見込額 2,727,500千円

収入見込額 1,740,000千円

年間委託額 197,500千円(消費税及び地方消費税を含む。)以内

5 応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人県道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

6 申請の手続

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書(島根県立しまね海洋館条例施行規則(平成16年島根県規則第74号。以下「規則」という。)第2条に定める様式)

イ 事業計画書

ウ 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

エ 過去3年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

オ 役員の名簿及び略歴を記載した書類

カ 団体の概要を記載した書類

キ 印鑑証明書及び納税証明書

ク 指定管理に係る収支予算書

(2) 提出部数

正本1部及び副本8部

(3) 提出期限

平成16年12月17日(金)午後5時まで。郵送の場合は書留とし、平成16年12月17日(金)午後5時必着とする。

(4) 提出先

11に記載する場所

(5) 提出方法

郵送又は持参

(6) 申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 必要に応じ、追加資料の提出又は内容確認のための面談を求めることがある。

7 募集要項の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

平成16年11月16日(火)から平成16年12月17日(金)までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(2) 配付場所

11に記載する場所

8 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。なお、現地説明会への参加を申請の条件とする。

(1) 開催日時 平成16年11月29日(月)午後1時30分

(2) 集合場所及び集合時間 しまね海洋館レクチャールームに午後1時15分までに集合すること。

(3) その他 現地説明会に出席を希望する応募者は、平成16年11月25日(木)正午までに11に記載する場所まで連絡すること。

9 指定管理者の審査の基準及び選定方法

(1) 審査基準

ア 住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 水生生物の収集、飼育及び展示並びに調査研究を適切に行うものであって、住民に対する学習機会の提供及び知識の普及活動により、自然の大切さについて意識啓発が図られるものであること。

ウ 石見地域における交流拠点として、常に魅力ある施設であることを目指し、利用促進が図られるものであること。

エ 施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び県の負担額を軽減するものであること。

オ 当該団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(2) 選定方法

ア 島根県立しまね海洋館指定管理者候補選定委員会において、審査基準に基づき書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行う。

イ 選定は、平成17年1月中旬に行い、その結果は申請者全員に書面で通知するとともに、公表する。

ウ 島根県立しまね海洋館指定管理者候補選定委員会は、非公開とする。

エ 正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

10 留意事項

応募に係る詳細については、募集要項によるものとする。

11 問合せ先(書類の配付場所及び提出先)

(1) 郵便番号 690-8501

(2) 住所 島根県松江市殿町1番地

(3) 担当部局 島根県地域振興部地域政策課市町村振興室定住・中山間グループ

(4) 電話 0852-22-5068

(5) F A X 0852-22-6042

平成16年度島根県新林業機械作業システム技術者として認定した者は、次のとおりである。

平成16年11月16日

島根県知事 澄 田 信 義

認定した者

岩崎 俊介 小川 弘 堀江 広治 市川 篤史 森脇 勝浩 三浦 秀徳 篠原 譲

渡部 健二 小田川弘典 甲斐 真治 川上 悟 清水宏一郎 野田 耕吉 原田 清
斎藤 光 岡崎 幹夫 西澤 昌章 仲野 和政

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成16年11月16日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 届出があった大規模小売店舗の名称及び所在地
益田サティ 島根県益田市乙吉町イ95番地10外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び所在地
株式会社マイカル 管財人 岡田元也 大阪府大阪市中央区久太郎町3丁目1番30号
- 3 届出の理由
株式会社マイカルが認可決定を受けた更生計画の一環として、グループ更生会社の株式会社マイカル総合開発を吸収合併したため
- 4 合併した日
平成15年12月2日
- 5 合併前に届出をした者の名称、代表者の氏名及び所在地
株式会社マイカル総合開発 管財人 岡田元也 大阪府大阪市中央区淡路町2丁目2番地9号
- 6 合併に係る店舗面積
7,593平方メートル
- 7 縦覧場所
益田市企業誘致・振興課（益田市常盤町1番地1号）

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例（平成16年島根県条例第62号）附則第2項の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成16年11月16日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 募集の目的
島根県立都市公園（以下「公園」という。）は、公共の福祉の増進に資することを目的として設置されたものである。このたび、本公園の管理について、多様化する住民ニーズにより効果的、かつ、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に創設された「指定管理者制度」を採用したところであり、公園の管理を行う指定管理者を募集することとした。
- 2 指定管理者が管理する公園の概要
 - (1) 浜山公園
ア 所在地 出雲市浜町、簸川郡大社町北荒木地内
イ 公園規模 面積54.9ヘクタール
ウ 施設 体育館、陸上競技場、補助競技場、球技場、野球場、テニスコート、広場、園路、駐車場等
 - (2) 石見海浜公園
ア 所在地 浜田市国分町・久代町、江津市敬川町・波子町地内
イ 公園規模 146.7ヘクタール
ウ 施設 オートキャンプサイト、ケビン、テニスコート、広場、園路、駐車場等

(3) 万葉公園

ア 所在地 益田市高津町・飯田町地内

イ 公園規模 42.1ヘクタール

ウ 施設 オートキャンプサイト、野外音楽堂、和風休憩所、広場、園路、駐車場等

3 募集の方法

指定管理者の募集に当たっては、2に掲げる各公園について、公園ごとに募集する。

4 指定管理者が行う業務

(1) 都市公園の維持管理に関する業務

(2) 有料公園施設（これに附属する設備及び器具を含む。以下「有料公園施設」という。）の利用の許可に関する業務

(3) スポーツの普及及び振興に関する業務（浜山公園に限る。）

(4) その他島根県立都市公園指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）で定める事項

5 指定の期間

平成17年4月1日から3年間で予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

6 管理に要する経費等

(1) 委託額

ア 浜山公園

支出見込額 215,600千円

収入見込額 24,500千円

年間委託額 191,100千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

3年間の委託額 573,300千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

イ 石見海浜公園

支出見込額 193,200千円

収入見込額 19,600千円

年間委託額 173,600千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

3年間の委託額 520,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

ウ 万葉公園

支出見込額 42,100千円

収入見込額 1,200千円

年間委託額 40,900千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

3年間の委託額 122,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

(2) その他

ア 管理に要する経費は、支出見込額から収入見込額を控除した額とし、有料公園施設の利用料収入は、指定管理者の収入とする。

イ 委託料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準とし毎月支払う。

7 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

(1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続をしていない法人等であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止

措置を受けていない法人等であること。

- (6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

8 申請の手続

(1) 申請書

島根県都市公園条例施行規則（昭和49年島根県規則第71号。（以下「規則」という。））に定める様式第12号

(2) 事業計画書

事業計画書の大きさはA4判とし、次の内容を記載すること。

- ア 指定管理者に応募する理由
- イ 都市公園の管理運営に当たっての基本方針
- ウ 利用者サービスの向上策
- エ 緊急時（利用者の事故又は災害等）の体制及び対策並びに防災対策
- オ 利用者の要望の把握及び実現策
- カ 自主事業実施計画
- キ スポーツ教室の実施計画（浜山公園に限る。）
- ク スポーツ指導計画（浜山公園に限る。）
- ケ 職員の研修体制
- コ 苦情等の未然防止と対処方法
- サ 平成17年4月1日から業務を遂行するための移行計画
- シ 管理運営の体制（組織の体制、責任者の略歴、雇用計画等）
- ス 施設の現状に対する考え方及び将来展望（中長期的な経営方針）

(3) その他申請に必要な書類

- ア 指定管理期間の収入見込み並びに管理運営に要する経費の総額並びにそれらの内訳
- イ 有料公園施設の利用料金設定表
- ウ 団体の活動実績書（規則に定める様式第13号）
- エ 過去3年間に活動している場合にあつては、過去3年間の決算書
- オ 法人等の定款等、印鑑証明書、法人登記簿謄本及び納税証明書

(4) 提出部数

正本1部（(3)のオにあつては、正本1部）及び副本6部

(5) 提出期限、提出先及び提出方法

ア 提出期限

平成16年12月24日（金）午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、平成16年12月24日（金）午後5時必着とする。

イ 提出先

16に記載する場所

ウ 提出方法

郵送又は持参

(6) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却しない
- イ 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

9 募集要項等の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

平成16年11月16日(火)から平成16年12月24日(金)までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(2) 配付場所

16に記載する場所

10 説明会

説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時 平成16年11月30日(火) 午前10時から正午まで

(2) 開催場所 浜山公園体育館多目的室

(3) その他 説明会に出席を希望する応募者は、平成16年11月29日(月)正午までに16に記載する場所まで連絡すること。

11 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、都市公園の効用を最大限に発揮できるものであること。

ウ 事業計画書の内容が、都市公園の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 当該団体が、事業計画書に沿った都市公園の管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(2) 選定方法

ア 指定管理者の選定は、島根県土木部が設置する島根県立都市公園指定管理者候補選定委員会(以下「委員会」という。)において、審査基準に基づき行う。

イ 指定管理者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等を書類審査の後プレゼンテーションを行う。書類審査の結果は、平成16年12月27日(月)までに申請者に連絡する。

ウ プレゼンテーションは、平成17年1月上旬に実施の予定である。

エ 委員会は、非公開とする。

オ 審査結果は、候補者選定後申請者全員に書面により通知し、公表する。

12 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。11の(2)で選定した法人等(以下「選定事業者」という。)を指定管理者の候補者として、平成17年2月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者の指定となる。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、公園の管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

13 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、公園利用者の被災に対する第一次責任を有し、公園又は公園施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

14 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、

指定管理者が当該期間に改善することができなかつた場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

15 留意事項

- (1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 申請書類に虚偽の記載があつたとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかつたとき、その他不正な行為があつたときは、失格とする。
- (3) 公園管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。
- (4) 新たに法人等を設立する場合には、島根県議会における指定管理者の指定の議決(平成17年3月上旬予定)までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (5) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (6) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
ア 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、事業の履行が確実でないとき。
イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (7) 申請に当たっては、島根県立都市公園条例(昭和49年島根県条例第45号)、規則、島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)その他関係法令を承知の上で申請すること。

16 書類の配付場所及び提出先(問合せ先)

- (1) 郵便番号 690-8501
- (2) 住 所 島根県松江市殿町1番地
- (3) 担当部局 島根県土木部都市計画課管理グループ
- (4) 電話番号 0852-22-5210
- (5) ファクシミリ 0852-22-6004

島根県立武道施設条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第63号)附則第2項、島根県立体育施設条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第64号)附則第2項及び島根県立ライフル射撃場条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第65号)附則第2項の規定に基づいて指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成16年11月16日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

1 募集の目的

島根県立武道施設、島根県立体育施設及び島根県立ライフル射撃場(以下「島根県立体育施設等」という。)は、スポーツの振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するために設置された施設である。

本施設等の管理、運営に関しては、多様化する住民ニーズにより効果的、かつ、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的に創設された「指定管理者制度」

を採用したところであり、施設の管理、運営を行う指定管理者を募集することとした。

2 募集方法及び対象施設の概要

募集に当たっては、以下の(1)~(6)の施設について、一括で管理、運営していただける指定管理者を募集します。

- (1) 施設名 島根県立武道館
所在地 島根県松江市内中原町52番地
- (2) 施設名 島根県立石見武道館
所在地 島根県浜田市黒川町3735番地
- (3) 施設名 島根県立水泳プール
所在地 島根県松江市上乃木10丁目4番2号
- (4) 施設名 島根県立体育館
所在地 島根県浜田市黒川町3735番地
- (5) 施設名 島根県立サッカー場
所在地 島根県益田市乙吉町631番地2
- (6) 施設名 島根県立ライフル射撃場
所在地 島根県八束郡八雲村大字熊野351番地

3 指定管理者が行う業務

詳細は、別に配付する「島根県立体育施設等指定管理者仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

- (1) 施設等の使用の許可に関する業務
- (2) 施設等の使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設設備の維持管理に関する業務
- (4) 施設を利用したスポーツの普及振興に関する業務
- (5) その他教育委員会が必要と認める業務

4 指定期間

平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間を予定している。

5 管理に要する経費(年間)

支出見込額 334,500千円

収入目標額 27,400千円

委 託 額 334,500千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

(1) メリットシステムについて

各年度において、県が示した収入目標額を±10%を上回る変動があった場合には、その上回った額の1/2(対象経費10万円以上)を翌年度(最終年度においては当該年度)の委託料に反映させることとする。

(2) 委託料の支払いについて

委託料は分割支払いの予定とする。

6 応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続き

(1) 申請書

島根県立武道施設条例施行規則、島根県立体育施設条例施行規則及び島根県立ライフル射撃場条例施行規則（以下「規則」という。）に定める様式第1号

(2) 管理運営事業計画書（A4判）

ア～サに掲げる項目について具体的に記載すること。（様式任意）

ア 応募理由

イ 施設の管理運営に対する基本方針と具体的方策

ウ 県内のスポーツ振興へ寄与するための具体的対策

エ サービス向上対策

オ 利用者等の要望の把握及び実現策

カ 緊急時の体制・対策、防災対策（利用者の事故等・災害時）

キ 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

ク 施設の現状に対する考え方及び将来展望（中期的な経営方針）

ケ 職員の配置（組織図、指揮命令系統、常勤・非常勤の別、主な資格、年齢等）

コ 現に施設等に従事している職員の雇用についての考え方

サ 職員の研修計画

(3) 指定管理期間各年度分の収支予算書

ア ①人件費、法定福利費 ②事務費 ③管理費（直営・委託の別）④事業費のそれぞれの明細

イ 自主事業があれば内容、収支

(4) その他の申請に必要な書類

ア 法人等の活動実績書（規則に定める様式第2号）

イ 法人等の過去3年間の決算書

ウ 法人等の定款等、印鑑証明書、法人登記簿謄本及び納税証明書

(5) 提出部数

正本1部及び副本9部。ただし、(4)ウについては正本1部

(6) 提出先

郵便番号 690-8502

住 所 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県教育庁保健体育課スポーツ振興グループ

電 話 0852-22-5424

F A X 0852-22-6767

(7) 提出期限

平成16年12月24日（金）午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、平成16年12月24日（金）午後5時必着とする。

(8) その他申請にあたっての留意事項

ア 提出された書類は返却しない。

イ 必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

8 仕様書の配付

(1) 配付期間

平成16年11月16日（火）から平成16年12月10日（金）までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5

時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

(2) 配付場所

7(6)に記載する場所

9 現地説明(見学)会

現地説明(見学)会を、次のとおり開催する。出席を希望する応募者は、平成16年11月24日(水)までに7(6)に記載する場所まで連絡すること。

(1) 施設名 島根県立ライフル射撃場

開催日時 平成16年11月26日(金)午前11時から正午まで

集合場所及び集合時間 現地正面入口に午前10時50分に集合のこと。

(2) 施設名 島根県立水泳プール

開催日時 平成16年11月26日(金)午後1時30分から午後3時00分まで

集合場所及び集合時間 現地正面入口に午後1時20分に集合のこと。

(3) 施設名 島根県立武道館

開催日時 平成16年11月26日(金)午後3時30分から午後4時30分まで

集合場所及び集合時間 現地正面入口に午後3時20分に集合のこと。

(4) 施設名 島根県立サッカー場

開催日時 平成16年11月29日(月)午後2時から午後3時30分まで

集合場所及び集合時間 現地正面入口に午後1時50分に集合のこと。

(5) 施設名 島根県立体育館、島根県立石見武道館

開催日時 平成16年11月30日(火)午前10時から正午まで

集合場所及び集合時間 島根県立体育館正面入口に午前9時50分に集合のこと。

10 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画の内容が、県内のスポーツの振興に寄与するものであること。

ウ 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 当該団体が、事業計画書に沿った管理運営を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査の項目

ア 施設の管理運営基本方針と具体的方策

イ 県内のスポーツ振興への具体的手法

ウ サービスの向上を図るための具体的手法

エ 施設の維持管理の内容及び適格性

オ 施設の管理運営に係る経費の内容

カ 収支計画の内容及び適格性

キ 安定的な運営が可能となるサービス提供体制

ク 安定的な運営が可能となる財政的基盤

(3) 選定方法

ア 指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)の選定は、島根県立体育施設等指定管理者候補選定委員会(以下「委員会」という。)において、審査の基準に基づき行う。

イ 候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等を書類審査の後、プレゼンテーションを行う。書類審査の結果は、平成16年12月28日(火)までに連絡する。

ウ プレゼンテーションは、平成17年1月中旬に実施する。

エ 委員会は、非公開とする。

オ 候補者の選定結果は、申請者全員に書面で通知する。

カ 正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故がある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

キ 審査結果は、指定管理者の指定後まで開示しない。

11 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要であり、候補者は平成17年2月定例島根県議会の議決を経て、指定管理者の指定となる。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、島根県立体育施設等の管理、運営に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

14 留意事項

(1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

(2) 申請書類に虚偽の記載があったとき、提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき、その他不正な行為があったときは、失格とする。

(3) 管理運營業務の全部を第三者に委託し、請け負わせてはならない。

(4) 島根県立体育施設等の管理、運営のため新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。

(5) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成17年2月上旬予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(6) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(7) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

- ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
- イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (8) 島根県立武道施設条例、島根県立体育施設条例、島根県立ライフル射撃場条例、島根県立武道施設条例施行規則、島根県立体育施設条例施行規則、島根県立ライフル射撃場条例施行規則、島根県個人情報保護条例その他関係法令を承知の上で申請すること。

島根県立八雲立つ風土記の丘条例の一部を改正する条例（平成16年島根県条例第67号）附則第2項の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成16年11月16日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

1 募集の目的

島根県立八雲立つ風土記の丘は、古代出雲文化発祥に係る史跡その他の文化財を総合的に保存し、さらにその活用を図り、県民文化の向上に資するため設置された施設である。

本施設の管理には、多様化する住民ニーズに対し、より効果的、効率的に対応するとともに、民間の能力を活用することによって、経費の節減を図ることが求められている。

このため、本施設については、地方自治法の一部改正（平成15年9月2日施行）により創設された「指定管理者制度」を採用し、施設の管理を行う指定管理者を募集することとした。

2 施設の概要

(1) 施設名 島根県立八雲立つ風土記の丘

(2) 所在地 松江市大庭町ほか

(3) 主要な施設

ア 八雲立つ風土記の丘資料館（松江市大庭町456）

イ ガイダンス山代の郷（松江市山代町470 - 1）

ウ 山代二子塚古墳土層見学施設（松江市山代町470 - 1）

(4) 主要な史跡 出雲国府跡、山代二子塚古墳、出雲国山代郷正倉跡ほか

3 指定管理者が行う業務

(1) 風土記の丘資料館の入館料の徴収事務

(2) 八雲立つ風土記の丘の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 八雲立つ風土記の丘を構成する史跡の活用及び環境の保全に関する業務

(4) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する専門的な調査研究に関する業務

詳細は、八雲立つ風土記の丘管理運営業務仕様書を参照とすること。

業務内容については、指定期間中であっても内容の変更を行う場合がある。

4 指定期間

平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間を予定している。

ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

(1) 年間委託額 60,800千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 収入目標額 2,900千円（年間）

メリットシステム

入館料収入が収入目標額の±10パーセントを上回る変動があった場合、その2分の1を翌年度（最終年においては当該年度）の委託料に増額又は減額することで反映させることとする。

委託料の支払い

委託料については分割支払いとする予定である。(詳細は協議により協定で定める。)

6 応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続

- (1) 申請書(島根県立八雲立つ風土記の丘設置条例規則に定める様式)
- (2) 管理運営事業計画書
事業計画書の大きさはA4判とし、別途配布する様式に従って記載すること。
- (3) 収支予算書
指定管理期間各年度分及び期間を通じての収支予算について、各経費の明細を記載すること。
ア 人件費、法定福利費
イ 事業費
ウ 管理費(直営・委託の別)
自主事業があればその内容・収支を記入すること。
- (4) その他の申請に必要な書類
ア 法人等の活動実績書
イ 法人等の過去3年間の決算書
ウ 法人等の定款・寄付行為等
エ 印鑑証明書
オ 法人登記簿謄本
カ 納税証明書
- (5) 質疑・質問事項の取り扱い
募集要項及び八雲立つ風土記の丘管理運営業務仕様書の内容等に対する質疑については次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成16年12月3日(金)午後5時まで
イ 受付方法 別途配布する「質疑表」に記入の上ファクシミリで提出すること。(質疑はファクシミリのみで受け付ける。)
ウ 回答方法 質疑・質問に対する回答は「質疑回答表」により随時行い、応募者全員にファクシミリで通知する。
- (6) 提出部数
正本1部及び副本9部。ただし、(4)ウ～カについては正本1部
- (7) 提出方法等
ア 提出場所
島根県教育庁文化財課(〒690-8502 松江市殿町1番地)
イ 提出期限

平成16年12月24日(金)午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、平成16年12月24日(金)午後5時必着とする。

ウ 提出方法

持参又は郵送

(8) 申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は返却しない。

イ 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

ウ 申請書の差し替えについては、原則として認めない。

8 仕様書等の配付

(1) 配布期間

平成16年11月16日(火)から平成16年12月22日(水)までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(2) 配付場所

島根県教育庁文化財課(〒690-8502 松江市殿町1番地)

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時 平成16年11月29日(月)午後1時30分から午後4時まで

(2) 集合場所 島根県立八雲立つ風土記の丘資料館前(松江市大庭町456番地)

(3) 集合時間 午後1時20分までに集合のこと。

(4) 内容 主要な施設である八雲立つ風土記の丘資料館、ガイドンス山代の郷、山代二子塚古墳土層見学施設の3施設について説明する予定である。

(5) その他 現地説明会に出席を希望する応募予定者は、平成16年11月26日(金)午後5時までに法人等の名称、参加者の人数及び氏名をあらかじめ連絡すること。

(6) 連絡先 島根県教育庁文化財課(〒690-8502 松江市殿町1番地)

電話(0852-22-5880)、FAX(0852-22-5794)

10 指定管理者の候補の選定

(1) 審査の基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、風土記の丘の効用を最大限に発揮し、県民文化の向上に寄与するものであること。

ウ 事業計画書の内容が施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査の項目

ア 年齢層、健常者、身障者等全ての住民に対して平等な利用が図られているか。

イ 利用者の要望を汲み取って、それをサービスに反映されるものであるか。

ウ 魅力ある展示企画や史跡の活用計画がなされ、普及活用が促進されるのもので、利用者の増加が図られるものであるか。

エ 施設の維持管理が適切に実施できるものであるか。

オ 管理運営費に工夫が凝らされ、経費縮減が図られるものであるか。

カ 事業計画を実現可能な実績、経営基盤を持つ団体で、学芸員等の適切な人材配置がなされているものであるか。

(3) 選定方法

ア 指定管理者の選定は、八雲立つ風土記の丘指定管理者候補選定委員会(以下「委員会」という。)において、別途定める選定基準に基づき書類審査及びプレゼンテーション方式の審査により行う。

イ 委員会は、非公開とする。

ウ 候補者の選定は1月中旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに候補者については公表する。

エ 正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

11 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。10(3)で選定した法人等(以下「選定事業者」という。)を指定管理者の候補者として、平成17年2月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者の指定となる。

(2) 協定等の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、島根県立八雲立つ風土記の丘の管理に関する協定(又は契約)を締結する。協定等を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

14 その他留意事項

(1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

(2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(3) 島根県立八雲立つ風土記の丘の管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請者とする。

(4) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決(平成17年2月上旬予定)までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。

(5) 選定事業者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(6) 指定管理者が、協定等の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定等を締結しないことがある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(7) 管理運営業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることは認めない。

(8) 島根県立八雲立つ風土記の丘条例、島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則、島根県個人情報保護条例その他関

係法令を承知の上で申請すること。

15 書類の配付場所及び提出先（問合せ先）

- (1) 郵便番号 690-8502
- (2) 住所 島根県松江市殿町1番地
- (3) 担当部局 島根県教育庁文化財課 文化財グループ
- (4) 電話 0852-22-5880
- (5) ファクシミリ 0852-22-5794

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成16年11月16日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

- (1) 入札の件名
公用車用冬用タイヤ（624本）の購入
- (2) 物品の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成17年1月14日
- (4) 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により資格を認定され、営業種目表に掲げる、[5車両船舶類一(1)車両類]に登載されたものであること。
- (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。
- (4) 島根県内に本店、または営業所を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話（0852）26-0110 内線2235～2236
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
平成16年11月16日から11月26日の間、上記(1)の場所において交付する。
（交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。）
- (3) 入札の日時及び場所
日 時 平成16年12月1日（水） 午後2時00分
場 所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部

開 札 即時改札

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成16年11月16日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

1 入札の内容

(1) 入札の件名

島根県警察情報ネットワーク用パソコン 一式（196台）

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年2月10日

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により資格を認定され、営業種目表に掲げる、[1 文具・事務用機器類 - (4)情報処理機器] 又は [4 機械機具類 - (5)電機通信機器] に

掲載されたものであること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。
- (4) 島根県内に本店、または営業所を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話(0852)26-0110 内線2235~2236

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成16年11月16日から11月26日までの間、上記(1)の場所において交付する。

(交付時間は土日、祝日を除く、午前9時00分から午後5時00分の間とする。)

- (3) 入札及び開札の日時、場所

入札日時 平成16年12月8日(水)午後2時00分

入札場所 島根県警察本部

開 札 即時開札

- (4) 入札説明会の日時及び場所

日 時 平成16年11月22日(月)午前10時00分

場 所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部

- (5) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を事前に提出しなければならない。

4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) その他

詳細は入札説明書による。

教 育 委 員 会 規 則

島根県立武道施設条例施行規則をここに公布する。

平成16年11月16日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第30号

島根県立武道施設条例施行規則

島根県立武道施設条例施行規則（昭和45年島根県教育委員会規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、島根県立武道施設条例（昭和45年島根県条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の申請に関する書類等）

第 2 条 条例第 6 条第 2 項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書（様式第 1 号）によらなければならない。

2 条例第 6 条第 2 項の規則で定める書類は、団体の活動実績書（様式第 2 号）とする。

（事業報告書の内容等）

第 3 条 条例第 8 条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第10条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消の日から30日とし、その報告の対象となる期間は当該取消の前日までとする。

2 条例第 8 条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 武道施設の管理運営の体制
- (2) 武道施設で実施した事業の内容並びに当該事業を実施した時期及び成果
- (3) 武道施設の利用の実績及びその分析
- (4) 武道施設の管理運営に要した経費の総額及び内訳
- (5) その他武道施設の管理運営に関し教育長が必要と認める事項

（回数利用券）

第 4 条 館長は、貸切りでない施設等の使用の便宜をはかるため、回数利用券を発行することができる。

2 前項の回数利用券は、施設等が貸切りで使用されている場合には使用することができない。

（減免の申請）

第 5 条 条例第16条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する額を減免することができる。

- (1) 指定管理者がスポーツ教室を主催するとき。 施設使用料及び設備使用料の全額
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。 施設使用料の半額に相当する額
- (3) 前号に掲げる者の介助者（原則として前号に掲げる者の人数と同じ人数までに限る。）。 施設使用料の全額
- (4) その他教育長が公益上特に必要があると認めるとき。 教育長が別に定める額

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、使用料減免申請書（様式第 3 号）を提出し、教育長の承認を受けなければならない。ただし、前項第 1 号から第 3 号までに規定する者については、この限りではない。

（使用料）

第 6 条 条例別表の教育委員会が定める使用料の額は、別表のとおりとする。

（委任）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、武道施設の管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1 回数利用券を発行する場合の使用料

(1) 第1道場（柔道場）、第2道場（剣道場）、弓道場、相撲場又はトレーニング場

区 分	幼稚園の幼児、小学校の児童、 中学校若しくは高等学校の生徒 又はこれらに準ずる者	大学の学生又はこれらに準ずる 者	左記の者以外の者（3歳未満の 者を除く。）
金額	11回券 500円	11回券 1,100円	11回券 1,600円

(2) トレーニング室

区分	中学校若しくは高等学校の生徒 又はこれらに準ずる者	大学の学生又はこれらに準ずる 者	左記の者以外の者（未就学児及 び小学校の児童を除く。）
金額	11回券 1,000円	11回券 2,200円	11回券 3,200円

2 冷暖房装置を使用する場合の1時間当たりの使用料

区 分	金 額
第1道場（柔道場）又は第2道場（剣道場）	5,480円
トレーニング室	570円
会議室又は研修室	370円

様式第 1 号 (第 2 条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

所 在 地
申 請 者 名 称
代 表 者 氏 名

印

武道施設の指定管理者について指定を受けたいので、島根県立武道施設条例第 6 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構 成 員 の 人 数	人
資 本 金	円		
連携団体（他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。）			

添付書類

- 1 武道施設に係る事業計画書
- 2 活動実績書（様式第 2 号）
- 3 過去 3 年間の決算書
- 4 定款等
- 5 印鑑証明書
- 6 法人登記簿謄本
- 7 納税証明書

様式第2号(第2条関係)

団 体 の 活 動 実 績 書

1 施設の管理に関する活動実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考

2 スポーツの普及振興に関する活動実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考

様式第 3 号 (その 1) (第 5 条関係)

島根県立武道館施設等使用料減免申請書

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

住 所
 団 体 名
 申請者 氏 名 印
 (代表者)
 (電話 - -)

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

		受 付 番 号	第 号
使用する施設名	大会又は催物等の名称		
使用目的及び内容			
使用期間	年 月 日 (曜) 時 分から 年 月 日 (曜) 時 分まで		日間
減免理由			
使用料	正規の使用料	減 免 率	減免後の使用料
	円	%	円
決 裁 欄			

(注) 印欄は記入しないこと。

様式第3号(その2)(第5条関係)

島根県立石見武道館施設等使用料減免申請書

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

住 所
 団 体 名
 申請者 氏 名 印
 (代表者)
 (電話 - -)

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

		受 付 番 号	第 号
使用する施設名	大会又は催物等の名称		
使用目的及び内容			
使用期間	年 月 日(曜) 時 分から		日間
	年 月 日(曜) 時 分まで		
減免理由			
使用料	正規の使用料	減 免 率	減免後の使用料
	円	%	円
決 裁 欄			

(注) 印欄は記入しないこと。

島根県立体育施設条例施行規則をここに公布する。

平成16年11月16日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第31号

島根県立体育施設条例施行規則

島根県立体育施設条例施行規則（昭和52年島根県教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、島根県立体育施設条例（昭和52年島根県条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の申請に関する書類等）

第2条 条例第5条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書（様式第1号）によらなければならない。

2 条例第5条第2項の規則で定める書類は、団体の活動実績書（様式第2号）とする。

（事業報告書の内容等）

第3条 条例第7条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消しの日から30日とし、その報告の対象となる期間は当該取消しの前日までとする。

2 条例第7条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 体育施設の管理運営の体制
- (2) 体育施設で実施した事業の内容並びに当該事業を実施した時期及び成果
- (3) 体育施設の利用の実績及びその分析
- (4) 体育施設の管理運営に要した経費の総額及び内訳
- (5) その他体育施設の管理運営に関し教育長が必要と認める事項

（回数利用券）

第4条 施設長は、貸切りでない施設等の使用の便宜をはかるため、回数利用券を発行することができる。

2 前項の回数利用券は、施設等が貸切りで使用されている場合には使用することができない。

（減免の申請）

第5条 条例第16条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する額を減免することができる。

- (1) 指定管理者がスポーツ教室を主催するとき。 施設使用料及び設備使用料の全額
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。 施設使用料の半額に相当する額
- (3) 前号に掲げる者の介助者（原則として前号に掲げる者の人数と同じ人数までに限る。）。 施設使用料の全額
- (4) その他教育長が公益上特に必要があると認めるとき。 教育長が別に定める額

2 前項の規定より使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、使用料減免申請書（様式第3号）を提出し、教育長の承認を受けなければならない。ただし、前項第1号から第3号までに規定する者については、この限りではない。

（使用料の還付）

第6条 条例第17条ただし書の規定に基づき次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額の使用料を還付するものとする。

- (1) 条例第17条第1号又は第2号に該当するとき。 使用料の金額
- (2) 体育施設の施設等の使用の中止を次の表に掲げる日までに施設長に申し出たとき。 使用料の5割相当額

体育施設名	施設名	申出期限
水泳プール	水泳場	使用開始の日の前日から起算して7日前
	トレーニング室	
	会議室	使用開始の日の前日から起算して2日前
体育館	競技場	使用開始の日の前日から起算して7日前
	柔剣道場	
	トレーニング場	
	幼児トレーニング場	
	会議室	
	研修室	使用開始の日の前日から起算して2日前
サッカー場	競技場	使用開始の日の前日から起算して7日前
	大会議室	使用開始の日の前日から起算して2日前
	大会本部室	

(使用料)

第7条 条例別表第1から別表第3までの教育委員会規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

1 水泳プール

(1) 回数利用券を発行する場合の使用料

ア 水泳場

区 分	幼稚園の幼児、小学校の児童、 中学校若しくは高等学校の生徒若しくはこれらに準ずる者、未就学児の付添人(未就学児の人数と同じ人数までに限る。)又は見学者	大学の学生若しくはこれに準ずる者又は小学校第1学年から第3学年までの児童(以下「小学校低学年の児童」という。)の付添人(小学校低学年の児童の人数と同じ人数までに限る。)	上記の者以外の者(3歳未満の者を除く。)	
金額	7月1日から 8月31日まで	11回券 2,000円	11回券 4,100円	11回券 6,300円
	その他の期間	11回券 2,300円	11回券 4,800円	11回券 7,400円

イ トレーニング室

区 分	中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	大学の学生又はこれに準ずる者	上記の者以外の者(未就学児及び小学校の児童を除く。)
金額	11回券 1,000円	11回券 2,300円	11回券 3,300円

(2) 冷暖房器具を使用する場合の1時間当たりの使用料

区 分	金 額
トレーニング室	660円
会議室	370円

2 体育館

(1) 回数利用券を発行する場合の使用料

区 分	幼稚園の幼児、小学校の児童、 中学校若しくは高等学校の生 徒又はこれらに準ずる者	大学の学生又はこれらに準ず る者	左記の者以外の者（3歳未満 の者を除く。）
金額	11回券 500円	11回券 1,100円	11回券 1,600円

(2) 冷暖房装置を使用する場合の1時間当たりの使用料

区 分	金 額
競技場	4,090円
柔剣道場	660円
トレーニング場	660円
幼児トレーニング場	660円
会議室	370円
研修室	370円

3 サッカー場

(1) 冷暖房を使用する場合の1時間当たりの使用料

冷暖房料金	370円
-------	------

様式第1号(第2条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

所 在 地
申 請 者 名 称
代 表 者 氏 名

印

体育施設の指定管理者について指定を受けたいので、島根県立体育施設条例第5条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構 成 員 の 人 数	人
資 本 金	円		
連携団体(他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。)			

添付書類

- 1 体育施設に係る事業計画書
- 2 活動実績書(様式第2号)
- 3 過去3年間の決算書
- 4 定款等
- 5 印鑑証明書
- 6 法人登記簿謄本
- 7 納税証明書

様式第2号(第2条関係)

団 体 の 活 動 実 績 書

1 施設の管理に関する活動実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考

2 スポーツの普及振興に関する活動実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考

様式第 3 号 (その 1) (第 5 条関係)

島根県立水泳プール施設等使用料減免申請書

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

住 所
 団 体 名
 申請者 氏 名 印
 (代表者)
 (電話 - -)

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

		受 付 番 号	第 号
使用する施設名	大会又は催物等の名称		
使用目的及び内容			
使用期間	年 月 日 (曜)	時 分から 時 分まで	時間
	年 月 日 (曜)	時 分から 時 分まで	時間
	年 月 日 (曜)	時 分から 時 分まで	時間
減免理由			
使用料	施設使用料	減 免 率	減免後の使用料
	円	%	円
決 裁			

(注) 印欄は記入しないこと。

様式第 3 号 (その 2) (第 5 条関係)

島根県立体育館施設等使用料減免申請書

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

住 所
 団 体 名
 申請者 氏 名 印
 (代表者)
 (電話 - -)

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

		受 付 番 号	第 号
使用する施設名	大会又は催物等の名称		
使用目的及び内容			
使用期間	年 月 日 (曜) 時 分から 年 月 日 (曜) 時 分まで	日間	
減免理由			
使用料	正規の使用料	減免率	減免後の使用料
	円	%	円
決 裁 欄			

(注) 印欄は記入しないこと。

様式第 3 号 (その 3) (第 5 条関係)

島根県立サッカー場施設等使用料減免申請書

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

住 所
 団 体 名
 申請者 氏 名 印
 (代表者)
 (電話 - -)

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

		受 付 番 号	第 号
使用する施設名	大会又は催物等の名称		
使用目的及び内容			
使用期間	年 月 日 (曜)	時 分から 時 分まで	時間
	年 月 日 (曜)	時 分から 時 分まで	時間
	年 月 日 (曜)	時 分から 時 分まで	時間
減免理由			
使用料	施設使用料	減 免 率	減免後の使用料
	円	%	円
決 裁			

(注) 印欄は記入しないこと。

島根県立ライフル射撃場条例施行規則をここに公布する。

平成16年11月16日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第32号

島根県立ライフル射撃場条例施行規則

島根県立ライフル射撃場条例施行規則（昭和54年島根県教育委員会規則第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、島根県立ライフル射撃場条例（昭和54年島根県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用許可書等の提示）

第 2 条 条例第13条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、射撃施設の使用を開始しようとするときは、次に掲げる書類を射撃場の職員（以下「職員」という。）に提示しなければならない。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 7 条第 1 項に規定する許可証
- (2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条第 4 項に規定する譲受許可証

（指定管理者の申請に関する書類等）

第 3 条 条例第 6 条第 2 項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書（様式第 1 号）によらなければならない。

2 条例第 6 条第 2 項の規則で定める書類は、団体の活動実績書（様式第 2 号）とする。

（事業報告書の内容等）

第 4 条 条例第 8 条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第10条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消の日から30日とし、その報告の対象となる期間は当該取消の前日までとする。

2 条例第 8 条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 射撃場の管理運営の体制
- (2) 射撃場で実施した事業の内容並びに当該事業を実施した時期及び成果
- (3) 射撃場の利用の実績及びその分析
- (4) 射撃場の管理運営に要した経費の総額及び内訳
- (5) その他射撃場の管理運営に関し教育長が必要と認める事項

（減免の申請）

第 5 条 条例第17条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する額を減免することができる。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。施設使用料の半額に相当する額
- (2) 前号に掲げる者の介助者（原則として前号に掲げる者の人数と同じ人数までに限る。）。施設使用料の全額
- (3) その他教育長が公益上特に必要があると認めるとき。教育長が別に定める額

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、使用料減免申請書（様式第 3 号）を提出し、教育長の承認を受けなければならない。ただし、前項第 1 号及び 2 号に規定する者については、この限りではない。

（使用料の還付）

第 6 条 条例第18条ただし書の規定に基づき次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額の使用料を還付するものとする。

- (1) 条例第18第 1 号又は第 2 号に該当するとき。使用料の全額
- (2) 射撃場の射撃施設等の使用の中止を使用開始の日の前日から起算して 7 日前までに場長に申し出たとき。使用料の 5 相当額

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、射撃場の管理運営に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

印

ライフル射撃施設の指定管理者について指定を受けたいので、島根県立ライフル射撃場条例第 5 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構成員の人数	人
資 本 金	円		
連携団体（他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。）			

添付書類

- 1 ライフル射撃施設に係る事業計画書
- 2 活動実績書（様式第 2 号）
- 3 過去 3 年間の決算書
- 4 定款等
- 5 印鑑証明書
- 6 法人登記簿謄本
- 7 納税証明書

様式第2号(第3条関係)

団 体 の 活 動 実 績 書

1 施設の管理に関する活動実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考

2 スポーツの普及振興に関する活動実績

活 動 名	活 動 期 間	活 動 内 容	備 考

様式第 3 号

島根県立ライフル射撃場射撃施設等使用料減免申請書

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

住 所
 団 体 名
 申請者 氏 名 印
 (代表者)
 (電話 - -)

下記のとおり使用料の減免を受けたいので承認願います。

		受 付 番 号	第 号
使用する施設名	大会又は催物等の名称		
使用目的及び内容			
使用期間	年 月 日(曜) 時 分から 年 月 日(曜) 時 分まで		日間
減免理由			
使用料	正規の使用料	減免率	減免後の使用料
	円	%	円
決 裁 欄			

(注) 印欄は記入しないこと。

島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則をここに公布する。

平成16年11月16日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第33号

島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則

島根県立八雲立つ風土記の丘条例施行規則（昭和47年島根県教育委員会規則第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、島根県立八雲立つ風土記の丘条例（昭和47年島根県条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の申請に関する書類等）

第2条 条例第5条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書（様式第1号）によらなければならない。

（事業報告書の内容等）

第3条 条例第7条の規則で定める日は、5月末日とする。ただし、条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消の日から30日とし、その報告の対象となる期間は当該取消の前日までとする。

2 条例第7条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 八雲立つ風土記の丘（以下「風土記の丘」という。）の管理運営の体制
- (2) 風土記の丘で実施した事業の内容並びに当該事業を実施した時期及び成果
- (3) 風土記の丘の利用の実績及びその分析
- (4) 風土記の丘の管理運営に要した経費の総額及び内訳
- (5) その他風土記の丘の管理運営に関し教育長が必要と認める事項

（入館料の減免）

第4条 次の各号に掲げる者が条例第2条第2項第1号に規定する八雲立つ風土記の丘資料館（以下「資料館」という。）に入館しようとするとき（条例別表個人の場合の欄に該当する場合に限る。）は、条例第13条の規定により、条例別表個人の場合の欄に定める額（以下この項において「入館料の額」という。）から当該各号に定める額を減免することができる。

- (1) 小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者で、教育課程に基づく教育活動として教職員等に引率されて入館する者及びその引率者が入館するとき。 入館料の全額
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者（原則として手帳の交付を受けている者1名につき1名に限る）が入館するとき。 入館料の全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が特別の理由があると認めるとき。 教育長が別に定める額

2 前項の規定により入館料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、入館料減免申請書（様式第2号）を提出し、教育長の承認を受けなければならない。ただし、前項第2号に規定する者については、この限りでない。

（利用者の遵守事項）

第5条 風土記の丘の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 陳列品に触れないこと。
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- (3) 職員の指示に従うこと。
- (4) その他教育長が定める事項に従うこと。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、風土記の丘の管理運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

印

八雲立つ風土記の丘の指定管理者について指定を受けたいので、島根県立八雲立つ風土記の丘条例第 5 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構成員の人数	人
資 本 金	円		
連携団体（他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。）			

添付書類

- 1 八雲立つ風土記の丘に係る事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 活動実績書
- 4 過去 3 年間の決算書
- 5 定款・寄付行為等
- 6 印鑑証明書
- 7 法人登記簿謄本
- 8 納税証明書

様式第2号(第4条関係)

八雲立つ風土記の丘資料館入館料減免申請書

年 月 日

島根県教育委員会教育長 様

住 所
 団 体 名
 申請者 氏 名 印
 (代表者)
 (電話 - -)

下記のとおり入館料の減免を受けたいので申請します。

記

減免を申請する理由			
入 館 時 間	年 月 日 時 分から	時 分まで	
入 館 料	正規の入館料	減免率	減免後の入館料
	円	%	円
減 免 理 由			

(注) 太枠の中のみ記入してください。

正	誤
---	---

平成16年11月2日付け島根県報第1,621号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
3	上から5	(1) 島根県立総合福祉センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の使用許可に関する業務 (2) 施設等の使用料の徴収に関する業務 (3) 施設等の維持管理に関する業務 (4) その他付随する業務	(1) 島根県立総合福祉センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）で、島根県立総合福祉センター条例（平成7年島根県条例第13号）別表に掲げるもの（以下「有料施設等」という。）の使用の許可に関する業務 (2) 有料施設等の使用料の徴収に関する業務 (3) 施設等の維持管理に関する業務 (4) 島根県立生涯学習推進施設条例（平成7年島根県条例第9号）第1条に規定する島根県立生涯学習推進センター及び島根県立西部生涯学習推進センター、島根県立高度情報化センター条例（平成11年島根県条例第9号）第3条に規定する島根県立西部情報化センター並びに県が設置する交通事故相談所浜田支所の施設及び設備で知事が定めるものの維持管理に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務
	上から13	88,100千円	99,700千円
	上から15	74,100千円	84,200千円

平成16年11月5日付け島根県報第1,622号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
17	上から12	早水雄一	速水雄一

